

6 「食品の安全」トピックス

“ポジティブリスト制度の導入”

2 農薬等の残留基準におけるポジティブリスト制度導入

1. ポジティブリスト制度とは

2003年の食品衛生法改正により、加工食品も含めた全ての食品に残留する農薬等について「ポジティブリスト制度」が導入されることになり、厚生労働省は2003年から準備を進めてきました。

ポジティブリスト制度とは、使用を認めた農薬等をリスト化して残留基準を設け、基準値がリストに掲載されていない農薬等は規

制するという仕組みです。食品中に残留する農薬や動物用医薬品は、基準値があればその基準を守らなければなりません。しかし、ポジティブリスト制度になる前は、基準のない農薬等が検出されたとしても、その食品を規制することができず、消費者からは制度上の問題点として指摘されていました。

2. ポジティブリスト制度導入に対する日本生協連の対応

厚生労働省は、ポジティブリスト制度の導入にあたり、新たに設定される農薬等の残留基準について、2003年10月に第一次案、2004年8月に第二次案を公表し、国民等から意見の募集を行いました。その後、再度検討が行われ、2005年6月に最終案を公表しました。意見募集を2ヶ月間実施した後、2005年11月にポジティブリスト制度を官報に告示しました。告示後6ヶ月間は施行猶予期間とされ、制度の運用開始は2006年5月29日です。

日本生協連は、ポジティブリスト制度の最終案に対する意見募集に対し、①制度全体についての提言と②残留基準の最終案に対する意見をとりまとめ、厚生労働省に提出しました。この意見の中では、「流通の最終段階において、事業者が検査をおこない、

基準に合致しない農作物等を拒絶する」ための制度ではなく、「食品の生産、流通等フードチェーンの全ての段階において安全性を確保するシステム作りが重要である」ことを主張するとともに、関係者、特に生産者・製造者に対して「国民の健康の保護を図る」という目的と制度の概要を十分に理解させることが重要と指摘しました。

制度導入の検討にあたっては、厚生労働省と農林水産省の共催による意見交換会も2006年3月までに全国で10回開催されました。その内、2004年6月の東京と2005年3月の大阪で開催された「ポジティブリスト制導入の取り組みに関する意見交換会」では、日本生協連から役職員がそれぞれ参加し、ポジティブリスト制度に関する意見を陳述しました。また、2005年3月の

薬事・食品衛生審議会では、日本生協連商品検査センターが作成した『日本生協連 残留農薬データ集Ⅱ』の内容に関する議題が設けられ、日本生協連からの参考人報告が行われました。

この審議においては、データ集に示された農薬の検出事例を集計するなどして、データ集の内容が資料として活用されました。



ポジティブリスト制度意見交換会

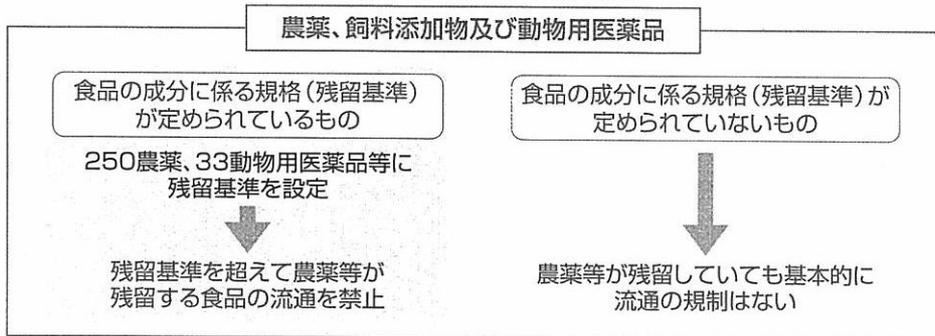
3. 日本生協連の事業対応についての考え方

生協においても、ポジティブリスト制度導入後は、自ら取り扱っている加工食品や生鮮食品の産地が、国の内外にかかわらず、農薬・動物用医薬品等の適正使用によって、日本の残留基準に則して対応する必要があります。そのため、日本生協連の事業対応については2005年11月に以下の基本方針をとりまとめました。

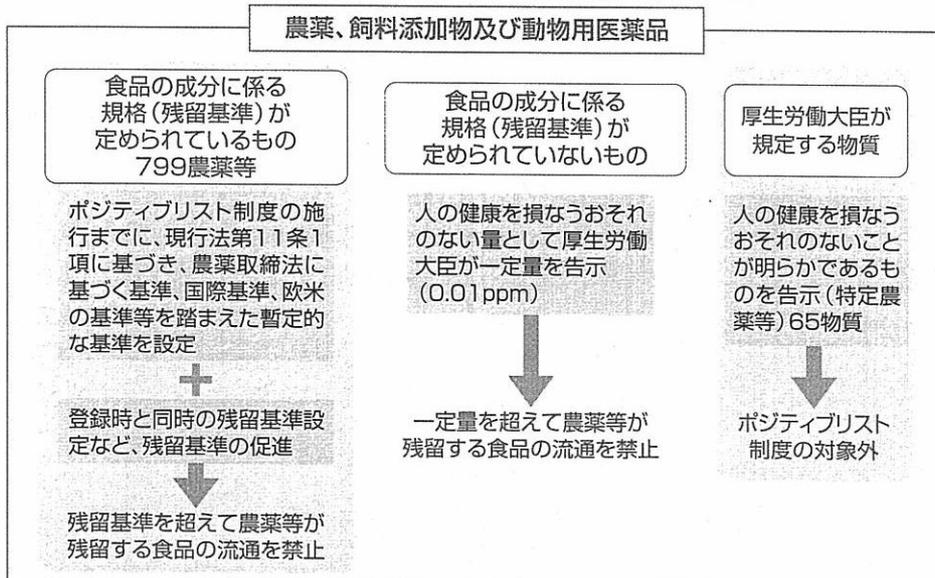
- ① 取引先との取り決めで、(原料)生産者(生産者の範囲)を特定している商品については、「重点管理品目」として、重点管理プログラムを設定・運用します。
- ② 原材料の調達先が、取引先の裁量に基づく商品は、基本的に取引先による対応を要請します。
- ③ 事業上の重要性、原料産地の社会的注目度、行政当局や日本生協連の検査実績、その他の情報を考慮して、毎年産地品種別に「重点調査品目」を設定し、取引先と協力しながら、産地実態の把握と評価を行います。
- ④ 商品検査の体制については、取引先の検査結果も加味して、日本生協連が行う検査と組み合わせた効率的な検査プログラムを策定します。

ポジティブリスト制度の概要 (厚生労働省ホームページから) 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入 (改正食品衛生法第11条関係)

現行の規制



ポジティブリスト制度への移項後 平成18年5月29日施行



※平成17年11月29日付けで関係告示を公布